

第 169 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第169回入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成23年6月3日（火）14:28～16:20

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 事業の評価（案）等の審議

- 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査（厚生労働省）
- 経済産業省企業活動基本調査（経済産業省）
- 労働大学校施設管理・運營業務（（独）労働政策研究・研修機構）

2. その他

<出席者>

（委員）

小林副主査、加藤専門委員

前原委員、引頭専門委員、鈴木専門委員、高橋専門委員、廣松専門委員

（厚生労働省）

大臣官房統計情報部社会統計課 青木課長、網野課長補佐、佐藤課長補佐、
新井課長補佐

企画課統計企画調整室 早川室長

（経済産業省）

経済産業政策局調査統計部企業統計室 中村室長、武田参事官補佐、
城田統計審査専門職

（（独）労働政策研究・研修機構）

総務部総務課 新階課長、労働大学校管理課 内田課長、中村課長代理
厚生労働省政策統括官労政担当参事官室 小林室長補佐、越橋係長

（事務局）

和田参事官、栗田参事官、後藤参事官

○小林副主査 それでは、ただいまから第 169 回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、厚生労働省の「社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査」、経済産業省の「企業活動基本調査」、独立行政法人労働政策研究・研修機構の「労働大学校施設管理・運營業務」の事業の評価（案）等についての審議を行います。

はじめに、「社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査」の事業の実施状況及び事業の評価（案）の審議を行いたいと思います。

本事業につきましては、平成 21 年 8 月から平成 24 年 3 月までの 2 年 8 か月間の契約期間として、民間競争入札により事業を実施しているところですが、まずは、事業の実施状況について、厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課青木課長より御説明をお願いしたいと思います。

なお、御説明は 10 分程度でお願いいたします。

○青木課長 厚生労働省社会統計課長の青木でございます。

21・22 年度の実施状況ということでございますが、社会福祉施設等調査は、全国の社会福祉施設等の数、在所者の状況等、また、介護サービス施設事業所調査は、全国の介護サービス施設の提供体制等を把握するものでございまして、障害者支援、保育所等による子育て支援、要介護者支援等の行政は、正確な統計を整備し、これに基づき進める必要がございますけれども、本調査により把握した施設・事業所数、定員、在所者、従事者の状況等につきましては、国で制度設計、運用、国会への御説明等に用いておりますほか、都道府県別の表章も行いまして、地方公共団体の利用に供しております。全数調査でございます。調査期日は 10 月 1 日でございます。

資料 1 に沿って御説明申し上げます。

最初のページですが、調査対象名簿の作成からデータ入力までの一連の業務を委託させていただきました。総合評価による入札が 2 度の不落となりまして、2 度目の調達手続における最低価格の応札者と協議をして、ここに書いております期間の契約をさせていただいたと。委託先は、株式会社インテージリサーチでございます。

調査対象名簿の作成。2 ページでございますけれども、21 年度は委託しておりません。当省が行っております。22 年度につきましては、当省から依頼して、都道府県等に更新してもらった名簿につきまして、民間事業者が不備の修正や字句の標準化等を行いました。そして、その名簿、さらに、その住所、施設名等を調査票に差込印刷するデータを作成いたしました。この名簿につきましては、作業期間内に的確に作成されたものと評価いたしております。要因としては、事業者さんが事前準備に 22 年 2 月から着手するなど、時間的余裕を持って取り組んだことが考えられます。契約の 2 年目ということもございました。今後、契約の初年度は、事前準備に早期着手できるよう、早期の契約締結が望まれるところでございます。また、作業工程自動化のプログラムを作成したことも評価いたしております。

回収率は 3 ページでございますが、各調査票ごとに、19 年度に国が行った実績と、21・22 年度の事業者の実績等を表にいたしました。督促の状況も含めて御説明いたします。

督促につきましては、4 ページの下の（イ）の表でございます。21 年度は、はがきによる督促を、調査票投函期限直前の未達分の全数約 115,000 客体に行いまして、その後、未回収分の全数につい

て電話督促を行い、その約 50%を回収いたしております。22 年度は、発送は 2 回に分けましたけれども、はがきによる全数督促は 1 回で、その後、厚労省と事業者さんとで話して決めた一部の施設について、はがき督促を行いまして、さらに、173 客体については電話督促を行っております。

5 ページでございますが、両年度、実施要項において、上回らなければならない回収率を 80%に設定した調査票につきましては、いずれも、おおむね 10%程度を上回っております、20 年度実績値を上回らなければならない回収率として設定したものもありますが、これらも上回っております。ただ、20 年度以前、都道府県等が配付・回収を行っていた調査票は、いずれも、おおむね 100%近い回収率を達成いたしておりましたが、21 年度以降の回収率は低下しております、これにより一部のデータについて、20 年度以前の調査と比べ、統計の質や活用に当たっての利便性が低下した面があることは否めないものと考えております。22 年度は、回収率がさらに低下いたしております。21 年度と同等の督促を行えなかった影響も大きいものと考えております。事業者の報告では、21 年度の実施経費が、契約額を 980 万程度上回ったため、実施経費を抑制する必要があったとのごとでございます。両年度の調査結果は、施設種類別の回収率を表章するなどの工夫を行うことにより、およその年次比較も可能となるもので、政府統計として確保すべき一応の質は確保しているものと考えております。ただ、統計の質や利便性を高めることができるよう、24 年度以降の調査につきましては、これまでの経緯を踏まえながら、事業者の参入や都道府県の協力がどの程度期待できるか等、諸要素を考慮しつつ、調査方法等の見直しを検討してまいりたいと考えております。その際、従来の実績を踏まえれば、実施要項において、上回らなければならない回収率を引き上げることは可能と考えております。

調査客体からの照会への対応につきましては、21 年度は 10,600 件、22 年度は 13,000 件ございました。21 年度は、契約初年度でございまして、オペレーターの理解不足等もあったということで、当省職員による 26 人日の支援が必要となりました。オペレーターへの理解度チェックシートによるテストや照会対応事例等を検索できるシステムを作成するなど、対応時間の短縮等の業務効率化を図ったことは評価をいたしております。民間事業者が作成した支援システム等の成果物は、次回以降の調査に利用でき、また、今後の競争入札において当該事業者が入札価格を低くすることを可能にいたしますが、このような成果物は、当該事業者のノウハウのため、次期事業者に引き継ぐことはできないということでもあります。24 年度以降の調査につきましては、円滑な照会対応につながるような調査方法等々を検討してまいりたいと考えております。

実施経費は 8 ページでございます。民間事業者の報告によりますと、21 年度は、契約額 1 億 4,800 万円余に対して、実施経費が 980 万円余上回ったと。22 年度は 280 万円余下回ったとでございます。

9 ページでは、民間事業者の報告による実施経費と、過去の国が行った調査にかかる間接部門費の経費とを比較しております。21 年度に、民間事業者が名簿作成を行っていないなどを考慮する必要はございますけれども、21 年度と同様の調査を行った 18 年度を比較すると、21 年度が 61 万円程度上回っております。22 年度につきましては、22 年度の方が 45 万円下回っております。

22 年度は、経費節減のため、郵便料金の安い定型封筒を一部採用する、より薄い紙質の封筒を採

用する、督促の範囲を絞るといった取組が行われました。なお、民間事業者が回収率を向上させた場合、受付・審査、データ入力等の一連の業務が増加し、経費も増加いたしますが、このことは民間事業者による回収率の向上にとってディスインセンティブとなる。これらの対応策につきましては、市場化テストにより行う統計業務に共通する課題であることから、関係府省全体で検討することも考えられるところかと思います。

10ページ以降は、市場化テストの各業務にどれだけの工数がかかったかの一覧表が1でございまして、2以降は、一連の業務の流れに沿って、業務実施期間、業務実施状況を簡潔に記述いたしました。民間事業者の創意工夫として、バーコードの採用による工程管理や調査票用紙の改善等が行われております。それも記載がございまして。

以上のおおりに、社会福祉施設等調査等につきましては、これまでの経緯を踏まえまして、さまざまな要素を考慮しつつ回収率の向上等について、現実に即した方策を今後検討してまいりたいと考えております。

○早川室長 若干補足説明させていただきたいと思います。

資料1の6ページの頭に書いてございますけれども、今、青木課長からも申し上げましたが、今後の方向でございまして、上回らなければならない回収率を引き上げることが可能ではないかと考えていること。あとは、9ページ目の下から2番目のパラグラフに出てまいりますけれども、回収率向上にとってディスインセンティブとなるものがあるというところについて、若干補足的に説明させていただきます。

まず、回収率の引き上げでございまして、上回るべき回収率の引き上げについては、これはコストとの見合いでもありますので、十分な経費を確保して行うのであれば、民間事業者が参入してこないおそれがあるということがございまして。

もう一つ、統計調査におきましては、調査票のメイキングがございまして。これは平たく言うと、調査票を捏造して自分で書き込んでしまうというようなことがありまして。そういったことを誘発しかねないという問題が一般論としてございまして。こういったものに関しましては、調査を委託しますと、受託者が、そういった例えばメイキングをしているというようなことに関してはなかなか発生を見抜くことができないということがございまして。これを見抜くことができないような状況で頼むというときにおきましては、これはマイクロ経済学的には、受託者がそういったことが起きないような体制を整備して頼むべきであると言われております。なおかつ、このメイキングが発生しますと、調査のやり直しもなかなかできないというようなこともございまして。さらに、我々がメイキングを行わないように業務をずっと監視してやるのは、コストの面でも我々としても不可能と考えてございまして。さらに、こういうメイキングを前提といたしますと、そういったことをやろうとして、安かろう、悪かろうという業者が入札において有利になるというような面がありまして、優良な業者が排除されていくような色彩もあるということもございまして。こういった回収率向上に向かうためには、こういったやり方が適切なのかというのは、少し慎重に検討させていただきたいと考えております。

それから、ディスインセンティブに関しましては、現在の契約では、回収率の高低にかかわらず

定額の報酬を払うというやり方をとっております。こういった一定報酬のもとでやろうという形になっておりますけれども、回収率を引き上げますと、調査票がたくさん増えてまいりますので、入力コストがかかるとか、審査業務も増加するという一方で、回収率が上回ることは受託事業者の負担が増えるというような一面になっておまして。一定の報酬のもとでは、恐らく自分の最大効用が満たされるような回収率を目指して行動するのではないかと考えるのが自然だろうと思います。そういった民間事業者に二重三重の負担を負わせているというような現在の契約のあり方については、今後の検討においては、ミクロ経済学的な見地から、検討を行って深めていこうというふうに考えているということでございます。

以上の2点は、経済学のいわゆる契約理論で取り扱われておりますプリンシパル・エージェント問題と言われるものがあるそうですけれども、こういった契約理論については、ミクロ経済学にいろいろ蓄積があると聞いておりますので、そういった精通されている方の意見なども聞きながら、回収率の向上については、今後、検討を深めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）につきまして、内閣府より説明をお願いします。説明は、5分程度でお願いいたします。

○公共サービス改革推進室 では、内閣府の評価について資料Aをご覧ください。

本調査の評価（案）でございますが、まず、1ページ目業務概要でございますが、こちらの方は御説明がございましたので、省略させていただきます。

業務に当たり確保されるべき質でございますが、こちらは、回収率に関しての目標については100%でございますけれども、一連の業務を通じ、以下の回収率を上回らなければならないとして、調査票の種類別で80%です。一部調査票につきましては、こちらの記載のとおり、障害福祉サービス等事業所票については76.0%、居宅サービス事業所票については74.8%という設定をしております。

おめくりいただきまして、2ページ目をご覧ください。

受託事業者決定の経緯でございますが、平成21年6月19日に第1回入札を行っておりまして、こちらの方は、入札価格が予定価格を上回って不落という状況になってございます。これを受けまして、厚生労働省で、応札者や前年度の受託事業者のヒアリング等を踏まえていただき、業務内容を一部見直していただいたり、実施期間の見直しを行っていただいた上で、再度、入札公告を行っております。第2回目の入札につきましては、8月7日に実施されており、この入札につきましては、2者のところ、2者とも予定価格を上回っているという状況がございました。このため、最低価格の応札者と協議を行っていただき、予定価格の範囲内で実施要項と同様の条件を行っていくということで、受託事業者が決定されているという状況がございます。

続きまして、実施状況の評価でございますけれども、2ページから3ページにまたがっておりますが、回収率ということで、先ほど申し上げた確保されるべき質としての評価でございます。こちらの方は、上回らなければならない回収率80.0%一部74.8%と76.0%がございまして、それぞれ

2か年とも上回らなければならない回収率は上回っているという状況がうかがえます。

ちなみに、隣に国の実績 19 年度でございまして、こちらの方が 90%近い回収率を確保しているという状況となっております。注2にこの調査の経過がございまして、20 年度調査までは、都道府県が主に配付・回収を実施されておりました、本事業、21 年度調査につきましては、全数郵送に切り替わっているという経過がございまして。

続きまして、4 ページ目でございます。評価でございますが、目標とする水準は下回っておりますけれども、21 年度、22 年度ともに、上回らなければならない回収率は上回っておりまして、確保されるべき質は達成したものと評価しております。

また、厚生労働省からもお話がございましたが、平成 20 年度以前の回収率と比べて回収率が低下している状況につきましては、年次比較を可能とすることで一応の質を確保したことについては、適切な対応だと考えてございます。

ただ、回収率が低下していることについては、受託事業者に督促を促すためにも、上回らなければならない回収率の適切な見直し、具体的な督促方法、督促を行う時期とか対象手法については事業者の方で企画書に提案を求めていく。しかも、その提案を受けて、業務実施については確実な履行を求めていくことは必要と考えてございます。

ほかの業務でございますが、調査対象名簿の作成については、厚生労働省さんの御説明のあったとおり、早期の準備、プログラム作成などの創意工夫が事業者の方で行われておりまして、この点につきましては、高く評価できると考えております。

次期事業につきましては、御案内のとおり、早期の契約締結と適切なスケジュールの設定が必要と考えております。

また、照会対応のところでございますけれども、4 ページ 5 ページにまたがっておりますが、件数については、以下のとおりになってございます。

評価につきましては、初年度につきましては、若干オペレーターの理解不足や不慣れな部分があったということで、厚生労働省の方で照会対応の支援を行っているという報告を受けております。2 年目につきましては、設置電話の増加や照会対応システムの作成や、オペレーターの応答の改善、「理解度チェックシート」でオペレーターの質の向上などを、多様な形で創意工夫を図っていただいております。そういった一連の中身につきましては評価しております。照会対応事例集に、こういった初年度不慣れな部分があったこともございますので、次期事業、受託事業者がかわっても、それがうまく円滑に引き継げるよう、ノウハウ伝達のあり方を検討していくことが必要としております。

それから、実施経費につきましては、21 年度、22 年度 2 か年の比較を行っております。これにつきましては、それぞれ調査で毎年度仕様が若干異なっていることもございますので、21 年度につきましては 18 年度、22 年度につきましては 19 年度との比較を行っておりまして、両年度合わせて 349 万円の経費の削減が図られております。ただ、額面にあらわれないコストとしては、照会対応支援に要した労力で、厚生労働省職員工数で 26 人日の追加コストが発生しているということでございます。

以上踏まえまして、5ページから6ページは評価のまとめでございます。ちょっとまたがっておりますが、回収率につきましては、上回らなければならない回収率を上回っているということでございますので、確保されるべき質は達成できたものと評価しております。また、実施経費につきましても、従来に要した経費の98.8%に相当し、額にしますと、349万円の経費が削減されたことについて評価しております。

以上を踏まえまして、次期事業について、次の点に留意するという事で3点まとめさせていただきます。

まず、回収率につきまして、本統計調査の質や結果の利便性等を確保する観点から、上回らなければならない回収率を適切に見直していただくこと、それから、それを達成するための調査方法等の見直しを検討していただくことを書いております。それから、督促の方法について、どういうふうにしていくかということも企画書の中で、具体的な提案を求め、確実な履行を求めていくことが必要と考えております。

(2) につきましては、調査名簿のところを、適切なスケジュール管理に留意すること。

(3) でございますが、照会対応や督促については、非常にボリュームのある業務でございますので、そういったことは情報開示の中で十分広めていただくことが必要と考えております。それから、照会対応の内容を次期事業者に円滑に引き継ぐような伝達の方法について、検討することが必要というふうに評価をまとめております。

以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価(案)につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

○前原委員 2、3お聞きしたいのですが。これは膨大な調査になるので、毎年全数調査しなければいけないのでしょうかという素朴な質問が1つ。

それから、全数調査で100%目指してということだけれども、回収率がどの程度までだったら政策判断に影響が出ないのか、どのように判断されているのか。

それから、3つ目は、これはほとんど事業所の調査ですので、こういうのはオンライン調査の方が簡単だと思うのですが、どのように検討されているのか。

以上、3点。

○小林副主査 お願いいたします。

○青木課長 最初の全数調査と毎年調査の必要性についてですが、障害者に対する支援とか、要介護者に対する介護保険等の支援とか、保育所等による子育て支援、こういった重要な施策に必要な調査でございます。近年の厳しい財政制約の中で、国・地方において多額の財源を用いて行っていることもありまして、これらの行政については、エビデンスに基づく行政が求められるということで、正確な統計が必要であると考えております。まさに、この2つの調査はそのような統計の中で最も基本的な情報を収集するものでございまして、先ほど申し上げましたような内容を把握するものでございますが、事業所数、定員、在所者等々、これらにつきましては、国における制度の設計・

運用、これも頻繁にやっておりますし、施設の人件費等に関する概算要求額算定の基礎となるデータとして、あるいは、政策の実施状況に関して国会で説明を求められた場合に用いるなどということをやっております。また、その2つの調査は、都道府県別に表章して、地方公共団体の利用にも供してございまして、地方公共団体におきます障害者や高齢者に関する各種計画の立案などに活用もされております。このため、2つの統計調査につきましては、正確な全数把握や毎年の実施が必要と考えております。また、調査対象の中には、施設、事業所が少ないため、そもそも抽出調査が困難な施設類型なども、特に障害者の分野などではあります。こういったことで全数調査ということでやっております、実施要項においても、目標とする水準として100%ということを書かせていただいているところでございます。

そういうことで回収率ほどの程度という点でございますが、都道府県別の表章とか、施設数が少ないようなものがいっぱいあること等を勘案しますと、これは目標とする水準100%ということで、それを我々としては目指していきたいということでございます。ただ、これまでの経過としては、政府統計としての質が確保されると考えられる最低ぎりぎりの水準として80%等に設定したという経緯はあるものでございますが、その辺も今後実績を踏まえて見直してまいりたいということでございます。

それと、オンライン調査については、事業所もさまざまなものがございまして、零細な訪問介護の事業所とかその手のものもいっぱいございまして、現状ではオンライン調査にはなかなかすぐにはなじまないのかなという感じで思っております。

以上でございます。

○小林副主査 今の青木課長のお答えは、何を根拠にオンライン調査はなじまないとおっしゃっているのでしょうか。

○前原委員 パソコンを使ってないということですね。

○青木課長 はい。それに、非常に数も膨大です。

○前原委員 数が膨大というのは関係ない。パソコンを使ってないところがどのくらいありますか。何割くらいありますか。

○青木課長 率直に申し上げまして、そういう状況で、調査客体数も多いという中で、これまで、必ずしもそういった観点から、パソコンを使っている方がどのくらいおられるかとか、そこまでちょっと数字の把握ができてないところがございまして。

○前原委員 私の目からは、まさにオンライン調査に向いていると思うのですね。恐らくどの事業者も、小さいところもパソコンを使っていると思います。農家と違ってね。農業統計などは、そういう難しいところはあります。多分、こういう業者の皆さんはほとんどパソコンを使っていると思うので、是非検討をしていただくといいと思います。インテージさんはプロです。ね。

○青木課長 はい。

○引頭専門委員 御説明ありがとうございました。3点ございます。まず、1点は、厚労省さんの評価の書きぶりです。今回の調査では、目標とする回収率100%で、最低守らなければならない水準がそれぞれ80%とか、74%とか76%というように決められており、受託業者さんはその最低水

準の回収率は上回ったけれども、統計の質としては問題ありといったような書き方をされています。そうであるとすれば、最初に決めた最低回収率目標は何だったのか、といった疑問がでてきます。つまり、質が問題だというのであれば、それがクリアできるような水準で最低回収率目標を設定する必要があります。業者さんとしては、最低目標はきちんとクリアしているという事実もございまして、表現振りが少し言葉足らずなのではないかなと思いました。

現実問題として、郵送調査に変えた時点で回収率が下がるのは、統計に少しでも携わったことがある人には周知の事実であると思うのです。さらに、前原先生がおっしゃったようなオンライン調査になりますと、また、上がる可能性も当然ありますし、一方で、確かにアベイラビリティも見なければいけないとか、いろいろ考慮しなければならない点があると思うのです。もっと言ってしまうと、回収率が100%になるということは夢ですけども、そこまでコストがかけられますかということから、今回のような民間活用が始まったのだと思うのです。ですので、費用対効果を考えながら、表現ぶりとか、書きぶりとかお考えいただけたらよかったですかなと思いましたというのが意見です。

2点目は、今回、インテージリサーチさんがいろいろなシステムを開発されて、質的な確保ができたというようなことが書いてあったと思います。しかしながら、一方で、それは当然民間事業者さん固有のシステムなので、次の事業者さんには引き継げないということもあって、それは経済学的に見ると非効率であるといったことも書いてあったと思います。そうした理屈になってしまいますと、一度システムを開発したら、その事業者さんにずっとお願いしなければならない、固定化しなければいけないという結論になりかねないのではないのでしょうか。ですので、その点についても、もう少しご配慮いただきながら、書いていただいた方がいいのかもしれないと思いました。

3点目ですが、これは内閣府さんの評価の方に、最後の督促とかそういうノウハウをきちんと情報開示していくべきということが書かれていましたが、これは非常によい点だと思います。とかく入札の入札要項の中には、なぞなぞみたいな形で、応札者の方々の創意工夫で考えなさいとなっているものが多いのですが、発注者側である行政にはノウハウが当然あるわけで、それを開示しないで、考えてください、というのはいかかなものではないでしょうか。それこそマクロ経済学的にみたら、無駄なことをやっているということになりかねないと思うのです。ですから、できる限り蓄積されたノウハウを公開しながら、プラスアルファの努力や知恵、知見があるところに対して、発注していくという姿の方が良いのではないのでしょうか。繰り返しですが、なぞかけみたいな入札要項は改めるべきではないかと思います。そうした観点から、今回の内閣府さんの一番最後の(3)は、非常に高く評価したいと思います。

以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

今の御意見につきまして、何かございますか。

○青木課長 先生のお話の1点目の関係につきましては、私どもといたしましては、上回らなければならない回収率を上回った両年度の調査結果につきましては、政府統計として備えるべき一応の質は確保したものと評価しておりますが、その上で回収率の水準が20年度以前よりも低下したこ

とにより、一部のデータについて、例えば経年比較ができなくなるなど、その質、利便性が低下した面が生じたことは否めないということで、一応の質は確保したのですが、そういう見方も否めないだろうということで一応書かせていただきました。これに関連しては、新聞報道などもございまして、我々としては、基本の評価に加えて、そういったことも書かせていただいたところでございます。

内閣府さんの評価の中でも、先生がおっしゃっておられました2点目については触れておられるようにも思いますし、私どもとしても、先生の御指摘も頭の中に置いて、今後やっていきたいと考えております。督促ノウハウなどにつきましても、今後、実施要項での書き方を工夫するなど、いろいろな要素を考慮して、現実的に最もいいという形でやっていければと考えております。

○鈴木専門委員 統計調査の質の面からですが、引頭委員からもありましたように、当初設定の回収率にはちょっと疑問を持ちます。それから、回収率の表の21年度、22年度の数値を見ますと、ほとんどの調査票で、22年度の方がちょっと落ちていますが、ここら辺の要因について御説明いただきたいことが1点。

次に、メイキングについて、回収率を高く設定するとそういうことが憂慮されるという説明がありました。調査の質を確保する、それから、調査の実施の検証という意味で、調査後に、調査対象事業所に対してはがきを出すなりして、しっかり調査が行われているかということ国の方でつかむ必要があるかと思えます。たしか総務省統計局の労働力調査で、このことを行っていると思えますが、そこら辺も調べていただければと思えます。

○青木課長 22年度の回収率の関係につきましては、私どもの資料1の報告書にございまして、5ページの(3)の真ん中辺に「また、」以下がございまして、要因としては、事業者との契約が3か年であり、その初年度である21年度において、事業者さんの報告によりまして、実施経費が契約額を980万円程度上回ったと。これを踏まえて、民間事業者は、22年度の督促の時期に経費予測を行った結果、実施経費を抑制する必要があると考えたため、21年度と同等の督促を行うことができなかったことが影響していると考えております。督促の状況につきましては、電話督促を21年度は、返って来なかった全数35,000客体について行って、その半分を回収したということですが、22年度はちょっとそこまではなかなかコストの面でできなかったということでございます。調査客体の施設、事業所に対するあいさつ状につきましては、今、督促を兼ねて、そのすべてについて行っているということでございます。

○鈴木専門委員 今私が言いましたのは、調査実施後に、委託事業者でない、要は、国の方で独自に調査が行われたかということ調べるという意味の話をしたわけです。

○青木課長 失礼いたしました。

これはちょっと違うのかもしれませんが、国から調査客体への意向聴取みたいなことで申しますと、14ページにございまして、民間事業者さんの方から調査客体の方に調査票の記入に関して、疑義照会を行うことがございます。調査票の記入に不備があるとかそういった場合に記入してくださいということで問い合わせをすることがございますけれども、そういった関係につきましては、厚労省から直接、ちゃんと丁寧な対応がなされているか等を調査をいたしまして、これは抽出

で 200 件でございますけれども、結果につきましては、この報告書の最終ページ 23 ページにも記載がございますけれども、照会の電話等の対応は、基本的に、丁寧でわかりやすいという御評価を調査客体の方からはいただいております。

○小林副主査 先ほど、プリンシパル・エージェント理論の中でのモニタリングの方法とモニタリングのコストの問題が含まれていると思うのですよ。モニタリングすることによってコストが発生すると、プリンシパルの方は、エージェントがちゃんとやっているのかということを見なければいけないということですね。その辺についての検討といいますか、今のお答えのほかに何かありますか。

○早川室長 1つあるとすれば、本当に事業所に、現在の公共サービス改革法では立入検査というか監査することもできるようになっていますので、我々の方からそういった人を配置してやることは理論的には可能だと思いますけれども、そういった人員が確保できるかという問題が頼む側の方にもありますので、そういった問題をクリアできればというところはありますけれども。

○小林副主査 だから、結局、コストがかかってしまうのですね。そうすると、国がやっていたときよりも、それ以上にモニタリングコストをプラスアルファとしてかかってしまうということは、最初に前原委員がおっしゃったように、調査の方法をよりスムーズにできる、容易にできるような方法に変えていくという必要もあるのではないかと思います。

○廣松専門委員 今の副主査の御指摘はまさにそのとおりだと思います。ただ、同時に、それは恐らく現在の公共サービス改革法を統計調査に適用するときの、一つの大きな問題点であると思います。今は事業の評価の段階ですが、提起された点をこれからどういうふうにしていくか、具体的には、特に社会福祉調査等に関しては、今御議論がございましたとおり、達成すべき回収率をどの程度に設定すればいいのかともかかわる点だろうと思いますので、入札監理小委員会と同時に、統計調査分科会の方でも議論すべき論点ではないかと思います。

○小林副主査 ほかにございますか。

○高橋専門委員 私は、郵送調査で実施した回収率は、これは普通で見ると、非常に高いと思います。よくここまで回収されたなというような評価を持つのですが、厚労省さんの方では、これに対して満足されていないということで、そうだとするとよほどこれは考えないと、これは市場化テストに向いてない統計ではないかなと思います。全数調査で 97～98%の回収率が必要なものは、郵送調査でやるのがそもそも無理ではないかと思います。先ほどのオンライン調査など調査方法等いろいろ考えないと、コストだけがかかって、結局は向いてない典型的な例ではないかと思います。先ほどの報告を見ても、他の結果ですと 2 割、3 割の経費削減となっていますが、これまでの経費とほとんど変わらない。これだけ回収率を上げて、結果的には余り市場化テストをやっている意味がないのではないかという感じがします。本当に市場化テストで実施するなら、このやり方でもう一回できるかどうか考えていただきたいと思います。

それから、もう一つは、21 年度に比べ 22 年度の回収率が低下しています。何となく民間の立場から見ると、21 年度は一生懸命実施された。ところが、厚労省さんはあまり評価をされなかったのではないか。それなら経費をかけて努力しても仕方がないというふうに思ったのではないかと推察

されます。報告の中でディスインセンティブとありましたが、これはまさしくそういった面があったのではないかと感じられます。これまでの結果ではディスインセンティブの話はなく、今回初めてではないかと思えます。民間業者としては、高い回収率を確保したのに、さらに 100%近い回収率を得なければならない。それではコストが合わないと思ったのではないかと思えます。

○小林副主査 何かコメントがございますか。よろしいですか。

今のいろいろな御意見の中で、非常に重要な論点が出てきたと思えますけれども、80%を達成したのに、これでは十分ではなかったということの中には、何を求めているのかということも明確に、この事業をやるときに厚生労働省さんとして実施要項の中に書き込めなかったところはあるのだらうと思えますので、先ほど高橋専門委員からも、これは市場化テストに向いてない案件なのではないかというような御意見もありましたが、民間事業者の創意工夫で、効率性と質の維持向上を図っていくというようなことを目的としている民間競争入札においては、厚生労働省さんの方の評価の書き方といえますか、書きぶりとしては、国の方でもある意味少し考えなければいけないことがたくさんあるのではないかと考えます。

よろしいでしょうか。

それでは、時間となりましたので、「社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査」についての審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべきことはありますか。

○公共サービス改革推進室 ございません。

○小林副主査 それでは、内閣府におかれましては、本日の審議を踏まえて、本評価（案）について、厚生労働省とさらに協議を行っていただき、また、先ほど御意見が出ましたとおり、調査の方法等についても、統計調査分科会で検討するような方向ということでお願いしたいと思います。

委員の先生方におかれましては、本件に関する監理委員会への報告等については、私に一任いただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、本件に関しては進めさせていただきます。本日はありがとうございました。

（厚生労働省退室、経済産業省入室）

○小林副主査 続きまして、「経済産業省企業活動基本調査」の事業の実施状況及び事業の評価（案）の審議を行いたいと思えます。

本事業につきましては、平成 21 年 4 月から平成 24 年 3 月までの 3 年間の契約期間として、民間競争入札により事業を実施しているところですが、まずは、事業の実施状況につきまして、経済産業省経済産業政策局調査統計部企業統計室中村室長より御説明をお願いしたいと思います。御説明を 10 分程度でお願いできればと思います。

○中村室長 企業統計室の中村です。よろしくお願いたします。

資料 2 ですが、企業活動基本調査を 20 年から公共サービス改革法に基づき、包括的な民間委託を行っています。今回は 21 年調査と 22 年調査の実施状況についての御報告をさせていただきます。

まず、事業内容ですが、調査関係用品の印刷、発送から審査、集計まで包括的に委託しています。契約期間は、21年4月から、すみません、ちょっとミスプリで、24年3月までの3年間の契約です。

受託者は、株式会社インテージです。

「確保すべき質の達成状況及び評価」ですが、回収率は、17年調査から19年調査までの3年間の回収率の平均の80.1%を確保されるべき質としています。これに関しては、平成21年調査が84.8%、22年調査が84.4%と、いずれも大きく上回っています。期日ごとの回収率の推移は、その下の図のとおりです。

2ページ目ですが、2.の「問い合わせ対応・疑義照会」です。まずフリーダイヤルを設置して行っています。受付時間は平日の9時から6時までですが、その時間外はガイダンスを流しています。問い合わせへの対応ですが、こちらは、2日間2種類の研修を行っています。この研修の場には、私どもの担当者が実際立ち合いました。研修マニュアルの作成に当たりましても、十分な打ち合わせを行っています。また、対応業務の開始の際には、担当者が事務局に行き、業務が順調に進んでいることを確認しています。問い合わせの状況はその下ですが、大体年間7,200件ぐらいの問い合わせ状況でした。調査内容とか、オンライン関係、そういうものについての問い合わせが多くあります。クレームというくくりにしていますが、数十件、「多忙のために提出できません」とか、「提出しない場合何か罰則はありますか」とか、そういうような問い合わせも若干はあります。

次の疑義照会ですが、回収した調査票を目視でチェックした後に、民間事業者が独自に開発したPCチェックシステムで個票審査を行っています。そこでエラーが発生した場合は、疑義照会をして、そこを修正していくものです。また、この疑義照会等につきましても、マニュアルをつくり、研修を行ってから、実際進めています。その件数は3ページの上のところですが、21年調査が約7万件、22年調査では約15万件。22年は、調査票の改正をして、調査項目が少し変わっています。このために件数も増えています。

それから、3.の「個票審査のエラー修正率」ですが、すべてエラーを民間事業者で修正した後、最終的には経済産業省が持っている「最終個票エラーチェックシステム」に流して、もう一度エラー状況の確認とともに、サマリー審査も行っています。そこで、若干エラーがまだ残っていた場合は、もう一度戻り、民間事業者でもう一度そこを審査して、すべて直す。最終的にはすべて直って、エラー修正率100%を達成しています。

「評価」ですが、民間事業者の独自の工夫として、関係用品が到着したかどうかの到着確認電話を最初に行っています。それから、提出期限の少し前に、リマインダー封書を送って、提出促進を図っています。また、提出期限後も、電話督促を着実にっており、こういう結果、回収率は非常に大きく上がり、80.1%に対して84%台と、調査開始以来、最高の成果を上げたことは、高く評価しています。また、個票審査においても、独自のチェックシステムを構築していますが、特に22年は調査項目が若干増え、新規項目についてのエラーも増えていますが、そういうところについても迅速に人員を派遣して対応し、最終的に100%のエラー修正を行ったことを評価しています。

4ページですが、経費の関係です。この見積金額については、本業務は3年契約になっています

ので、3年契約額の3分の1、年平均の額を見積額としています。ですから、21年・22年同じ額になっています。その右側が実績です。この2つの差は、21年はその下に書いていますが、2.の「事業関係費」の①印刷・封入封緘関係で、工数が少し増えたこと。「事前のお知らせ」をA4版の三つ折りでつくっていましたが、このときは冊子版にしたことで、若干増えています。

それから、疑義照会ですが、20年調査のときの実績としては、24,000項目ほどでしたが、そのときの結果も踏まえて、より細かな疑義照会を行ったことで、かなり件数も増えています。こういうところで費用が増えたものです。それから、督促のところも、新規の対象企業、あるいは3年間未提出企業に対して到着確認、協力依頼等の電話確認等を行ったことで、増えています。22年については、5ページですが、人件費の増。ここは、調査項目が増えたことで、いろいろシステム関係、工数が増えたものです。それから、同じく疑義照会も、調査項目の変更で、かなり件数が増えたものです。電話督促も、最後の方にもう一度、さらに追加督促の電話を行ったことで、増えています。

2.の「評価」としては、これはいずれも当初の見積金額より増えています。非常に細かい審査をしっかりと行ったこと、それから、疑義照会もしっかり行ったこと、さらに、民間事業者が85%という自らの目標を挙げていて、できるだけそこに近づく、80.1%以上に非常に頑張っていたことで上がったと思っています。

次の6ページですが、まず最初に、関係用品の作成・印刷の工夫で幾つか挙げています。一番上が「事前のお知らせ」という調査を行う前に送るものですが、三つ折り版から小冊子版にして、見やすくしたものです。ほかに、送付の一覧表をつくって、書類があるかどうかわかるようにしたとか、あるいは、オンライン利用手引等もわかりやすいものをつくったというものです。

22年は、同じく「事前のお知らせ」を、それまでは封筒に入れて送っていたのですが、今度は袋とじにして見やすくして、封筒の省略もできたものです。また、前年の調査結果は、従来は、調査票を送るときに送っていましたが、「事前のお知らせ」の袋とじの中に入れて、全部一括で早めにお渡しして見られるようにしたものです。

7ページからは、印刷物、それぞれ何部つくった、あるいは、それぞれの発送日等です。

10ページは督促関係、それぞれいつ何件ぐらい行ったというものです。

11ページは、審査・疑義照会のステップで、最初に目視して、その後はチェックシステム、最終的な経済産業省のエラーチェックシステムによる審査というステップを踏んで行っています。疑義照会した企業数は、22年度の調査項目改正もあり、対象企業も増えたものです。

その下のオンラインですが、本調査はオンライン調査も行っており、「政府統計共同利用システム」を使っています。利用企業数は、その下にありますが、確認コードを発行したのは、22年は6,014社、実際に回答をいただいたのはその下、4,845社からオンラインで提出をいただきました。

次の12ページですが、(7)は、調査対象名簿の整備で、代表者あるいは記入者等が毎年かわります。ここにあるように、かなり件数も多いので表としてまとめています。

13ページからは、民間事業者の対応状況について、アンケートをそれぞれ5回行っています。その結果が、13ページ以降ですが、説明は省略させていただきます。

非常に簡単ですが、以上です。

○小林副主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）につきまして、内閣府より説明をお願いいたします。説明は5分程度でお願いいたします。

○公共サービス改革推進室 それでは、内閣府としての本調査の評価（案）につきまして、資料Bに基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、はじめに実施経費及び事業の概要につきましては、ただいま経済産業省様より御説明がございましたので、割愛させていただきたいと思っております。

まずは、2ページ目の2の「受託事業者決定の経緯」をご覧ください。

こちらにつきましては、入札参加者は3者ございまして、3者とも入札参加資格を満たしておりまして、平成21年3月19日に開札を行ったところ、入札金額は3者とも予定価格の範囲内の入札であったことから、総合評価点の最も高い1者が落札者となり、契約をしております。

次に、IIの「評価」でございます。

評価方法につきましては、経済産業省から御提出していただきました平成21、22年度事業の実施状況についての報告に基づき、サービスの質の確保、実施経費等の観点から、実施評価を行っております。

続いて、2の「対象公共サービスの実施内容に関する評価」でございます。

(1)の「公共サービスの質」といたしましては、アの回収率の実施結果の下の表にお示ししてあるとおりでございます。評価の部分におきましては、回収率につきましては、確保すべき質といたしまして、平成17年～19年の実績値平均80.1%を上回ることであり、結果といたしましては、これを上回りました。こちらは、これまで平成20年度の83%が過去の最高値でありましたが、21年、22年調査はこれを上回っておりまして、21年度調査では、84.8%と、調査開始依頼、最高の水準となっております。確保されるべき質としては、設定された回収率において高い水準を達成されたことは高く評価されると考えております。

続いて、民間事業者につきましては、独自の工夫といたしまして、提出期限前に、リマインダー封書を未提出企業に送付、また、提出期限後には電話督促を着実に行っていただいております。回収率の向上に努めております。民間事業者のノウハウと創意工夫が回収率の確保に大きく貢献したものと評価されると考えられております。

3ページ目をご覧ください。続きまして、(2)の「個票審査のエラー修正率」でございます。個票審査につきましては、民間事業者が独自に開発いたしました「PCチェックシステム」によって個票審査を行い、また、修正が必要な項目のデータ修正を行っており、また、民間事業者の審査によって、すべてのエラー修正を行い、経済産業省が持ちます「最終個票エラーチェックシステム」により状況を確認するなど、各年ともエラー修正率100%を達成しております。

イのこちらの「評価」といたしましては、個票審査において、確保されるべき質といたしまして設定された最終的なエラー修正率が、目標とされた100%を達成され、すべての審査に対するエラーの発生件数が0件であったことは高く評価されるものと考えられます。

続きまして、3の「実施経費」でございます。こちらは、契約金額につきましては、3年間で

305,550,000 円でございます。従来の実施に要した経費の 71%相当になっております。3 年間で約 125,115,000 円、1 年間で約 41,705,000 円の経費削減となっております。

最後になりますが、内閣府としての「評価のまとめ」といたしましては、質として設定した回収率につきましては、確保されるべき質が達成され、21 年度調査では、調査開始以来最高水準を上回ったことは高く評価できると考えます。これには、リマインダー封書を未提出企業に送付するなど、民間事業者のノウハウと創意工夫が大きく貢献したものと評価できると考えられます。

また、個票審査につきましても、民間事業者が独自のシステムを活用いたしまして、正確かつ確実に実行され、確保されるべき質として設定された最終的なエラー修正率が、目標とされた 100% を達成されたことは、こちらも高く評価できるものと考えられます。

また、実施経費につきましても、従来の実施に要した経費の約 7 割に相当いたします、3 年間で 125,115,000 円の経費が削減できたことも評価できると考えております。

このように、公共サービスの質の維持向上、経費削減の双方が実現した良好な事業実施ができたことから、次期事業においても、引き続き、民間競争入札を実施することが必要と考え、また、この事業におきましては、民間委託開始であります 20 年度から受託事業者が同じことから、次期事業の民間競争入札におきましては、事業実績のない民間事業者におきましても、実施状況を踏まえた工夫が可能となりますよう、実施要項におきまして、本実施状況の内容を十分に情報開示することが必要であると思われまます。

説明は、以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）につきまして、御質問・御意見をお願いいたします。

○前原委員 オンライン調査と郵送と両方やっていたら、オンラインも少しずつ増えているようですが、どのぐらいを目標に取り組んでいらっしゃるのかというのが 1 問目です。

2 問目は、私は直観的には、オンライン調査の方がやりやすいとは思いますが、実際答えてくださった皆さんは、これをどう評価しているのか。郵送とオンラインと、どちらが便利なのかという評価があると思いますが、どう評価しているのか。大体皆さん業者ですから、オンラインの方が簡単のように思います。でも、まだ 2 割弱ですか。

○中村室長 そうです。

○前原委員 その辺はどうでしょう。

○中村室長 まず、最初言われましたオンラインの目標はどのぐらいかということですが、明確に何割までを目標と特につくってはいません。ただ、できるだけ上げていきたいと、PR といいますか、着実に行っていきたいと思っています。

○前原委員 コスト的には、オンラインの方が大分安く済みますね。

○中村室長 はい。

○前原委員 手間もかからないし。

○中村委員 はい。

ただ、オンライン利用が比較的まだ低いのは、年一回の調査であることと、それから、調査項目がかなり多岐にわたっていて、書かれる方がお一人でなかなか書けず、担当部署を回したりするというようなこともあるのではないかと考えています。

あと、オンラインを使って答えた方がどういうふうに評価しているかというところですが、特にそういうアンケートとか、まだとったことはありません。ただ、オンラインを使ったところは、すぐやめるということは、それほどありませんので、使ったところは、メリットを感じているのだろうとは思っています。

○引頭専門委員 ちょっと心配になったことがあります。今回の調査では、民間事業者さんの御努力もあって、回収率が過去最高、依頼修正率を100%達成できた。おまけに、実質経費も、過去よりも下がり、契約額に至っては3割削減ということで、一瞬バラ色のように見えます。ですが、事業者さんから見ると、契約金額よりも実際にかけたコストの方が高いわけですね。国民にとっては非常に満足できる結果であったわけですが、事業者さんが赤字をかぶることによって達成したのかなという感じもするのです。

事業者さんは勿論そうしたリスクも承知して受託したはず、といった見方もあるかもしれませんが、入札の最低価格について、いつまでも国が得する仕組みだと民間もついて来ないのではと思いますので、さじ加減が非常に難しいのですけれども、常にコストを下げるということが第一義になってしまいますと、問題が起こるのかなと思いました。

以上でございます。

○中村室長 おっしゃるとおりだと思います。21年と22年の見積額は、最初に言いましたように、3年契約額の単純に3分の1としたところがまず1点あります。22年は調査項目も少し増えたため、実績額は増えています。今年もう1年23年も行っていますが、基本的にはシステムもかなりできているので、改良もあります。システム関係の実績額は少し減り、それから、疑義照会も、22年調査項目を変更したところは、初めてで、書く方も良くわからないため、かなり増えたのだと思いますが、23年は調査項目は同じなので、多分そんなに多くなることはないだろうと思っています。

それから、先ほど言われましたように、契約額より費用が増えたらどうなのかというところはあるのですが、ここについては、契約後に金額を増やすわけにはいかないのです。実際のところ、民間事業者自らも回収率85%という非常に高い目標を挙げていただき、この事業をしっかりと行ってくださったことで、費用がかかったのだろうと思っています。

私どもも、来年からの調査のときには、今もそうですが、価格だけではなくて、民間事業者を決めるときに、技術点と価格点と両方審査しています。業者さんが幾らで入札するかということは勿論ありますが、そのときに、ただ安いからそこに行くということではありません。ただ、契約して、実際に調査を行ったところで、どういう費用がかかるか。うまく効果的な方法をさらに使って、むしろ契約金額よりも場合によっては安くできることもあるかもしれません。ここはちょっと何ともわかりませんが、いずれにせよ、赤字で事業として延々と続くかということ、それは当然続けられませんので、私どもとしては、少なくとも予算等で、はじめから非常に安い金額で、これより高ければ一切だめだとなってしまうと、本当にどんどん価格だけの競争になってしまうから、そ

ういうふうにならないようにしたいと思っています。

○小林副主査　ここで実施に要した経費を出していただいています、民間事業者さんはここには勿論利益はないわけですね。項目としてはないではないですか。私常々感じているのは、民間事業者さんは人工、作業量を非常にリジットにカウントなさっていると思うのです。費用がせっかく出ているのですから、費用がオーバーしたところ、経費をオーバーしたところについて、事情聴取と言うとかたいですけども、ちょっと意見交換をしていただいて、それで、これはどういう要素で増えたのですかという費用増大の要因をちょっとチェックなさった方がよろしいのではないのでしょうか。

つまり、今、引頭専門委員がおっしゃったように、この契約金額がベンチマークになるとすると、それよりも低い価格、低い価格と、室長がおっしゃったように価格競争に傾斜していきますから、何が要因でこの費用になったのかということについて、事業者さんとちょっとお話をすることをさせていただいて、すみません、事務局によけいな仕事をお願いしますけど、その情報を挙げていただくとうよろしいのではないかなと思います。

○中村室長　その中身などは、細かくは書いていませんが、先ほどのような、どういうところが工数として当初思っていたより少し増えたということだと思います。さらに、そのところを細かくということであれば、少し伺いたいとは思っています。

○高橋専門委員　その点に関して、仮に実質経費が従来の3割も4割も超えたら、これはやっぱり儲かってなかったかなと思います。ただ、1割ぐらい超えているのは、利益が出て、次回の入札で価格が下がるよりはいいのではないかという気持ちも若干入っている可能性がありますので、若干の赤字であれば、まあいいのではないかと思います。例えば、今回の期間が終わって、次の期間、インテージさんが入札に参加しないという、今回は赤字だったのではないかと思います。そういったことがありますので、あまり気にされない方がいいのではないかと思います。

○小林副主査　今申し上げたのは、事業者は人工を正確に測っているのだろうということです。多分、掛ける売価なんですね。だから、売価ではなく人工の部分が増えた要因について情報を入手された方がいいのかなと思います。

○中村室長　当初の予定ではありませんが、9ページに、事務局で、実際にどのぐらいの人日で、それぞれの業務を行ったかというところは出しています。

○加藤専門委員　今のコストのお話に関連するのですが、例えば4ページの21年の見積と実績との比較、あと、22年の比較表ですね。これは確かに見積と実績との比較ということで、両年度それぞれなされているのはよくわかるのですが、その実績金額の21年と22年を逆に比較しますと、例えば人件費が増額している。これは、5ページの注記にも書いてございますが、PCのチェックシステムの構築等によって、人工が増加したということだと思いののですが。例えば、PCのシステム構築に伴って、そのシステム費用は一体この実績の中には入っているのだろうかとか、そういった分析、あるいは、今後は、例えば23年度であれば、このシステム構築されたわけですので、人件費はまた21年度並みに戻るのかなとか、あるいは逆に言いますと、2番の「事業関係費」の中の③番ですね。こういった回収等のコストについても、21年から22年にかけて増額されていますね。

これはもっともな理由があるかとは思いますが、これもまた 21 年度並みに戻る可能性はあるのか。その辺も踏まえてよく分析をなされて、民間事業者のコストの負担と申しますか、それもある程度視野に入れながらの検討が必要ではないかなと思います。

○中村室長 これも、事業自体が 3 年契約で行っているのですが、3 年目がまだ出てないところで、前の 2 年だけで云々と言うのはなかなか難しいところがあります。それと、22 年が調査項目を少し変更していますので、最終的には 3 年間終わったトータルでどうだったかということになるかと思っておりますが、ただ、基本的には、23 年は、22 年の調査票からは変えていませんので、さらに、そこで何か費用が発生するようなことはないかと思っております。

○加藤専門委員 はい、わかりました。

○鈴木専門委員 資料の 6 ページにありますが、特に企業関係の統計調査は、いろいろな調査が企業に行くわけですから、こういう調査の重複是正を進めていただくことによって、全体の経費が減るのではないかと。そして、オンライン調査は非常に有効ではないかと思っておりますので、是非進めていただければと思います。

○小林副主査 よろしいでしょうか。

それでは、時間となりましたので、「経済産業省企業活動基本調査」についての審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべきことはありますか。

○公共サービス改革推進室 特にございませぬ。

○小林副主査 それでは、内閣府におかれましては、本日の審議を踏まえ、本評価（案）について、経済産業省とさらに協議を行っていただき、その結果を当小委員会まで御報告いただくようお願いいたします。

委員の先生方におかれましては、本件に関する監理委員会への報告等については、私に一任いただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、本件に関しましては、今後、私の方で調整を進めさせていただきます。本日はありがとうございました。

（経済産業省退室、（独）労働政策研究・研修機構入室）

○小林副主査 続きまして、「労働大学校施設管理・運營業務」の事業の実施状況及び事業の評価（案）の審議を行いたいと思っております。

本事業につきましては、平成 21 年 4 月から平成 24 年 3 月までの 3 年間の契約期間として、民間競争入札により事業を実施しているところですが、まずは、事業の実施状況について、独立行政法人労働政策研究・研修機構総務部総務課新階課長より御説明をお願いしたいと思います。御説明は 10 分程度をお願いいたします。

○新階課長 総務課長をしております新階です。

本日は、お忙しい中、お時間をいただきまして、どうもありがとうございます。詳しい説明は、

担当の方から御説明させていただきまして、先生方には評価いただきまして、忌憚ない御意見をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○内田課長 労働大学校の管理課の内田と申します。よろしく願いいたします。

それでは、21年度・22年度労働大学校施設管理・運営業務の実施状況について御説明を申し上げます。

事業概要は、労働大学校における機械設備管理、電気設備管理、警備業務、清掃等の5つの業務でございます。委託期間は、平成21年4月1日から24年3月31日までの3年間でございます。

受託事業者は、新東産業株式会社共同事業体でございます。

入札実施事業はこういう概要でございますが、私どもの研修事業の規模を少し申し上げておきます。

平成21年度と22年度につきましては、それぞれ77、79コースの研修を実施しまして、それぞれの年に3,300人前後の研修生を受け入れております。研修期間は、短いもので3日間、長いものは約100名ほどの研修生が1か月半ほど滞在するものがございます。

この機械設備等管理業務の対象の主な施設でございますが、研修生が研修を受けます教室のある2階建ての研修棟、または、研修生が宿泊いたします5階建ての厚生棟、1階に食堂・浴室等がございます。2階～5階に研修生が宿泊するお部屋がございます。

2番目の達成すべき質の達成状況及び評価でございますが、お手元の資料3の1ページと2ページに指標等がございますが、評価を行うために、「快適性の確保」「品質の維持」「安全性の確保」の3項目につきまして、5つの指標を設定しまして、その達成状況を測っているところでございます。このうち1ページと2ページの表の最初にございます「快適性の確保」につきましては、先ほど三千何百人前後の研修生と申し上げましたが、この施設を利用する研修生を対象にアンケート調査を行っております。1ページと2ページの3分の2まででございます表が、そのアンケートの結果でございます。「快適性の確保」につきまして、主に2つのことを研修生に質問をしまして、この回答状況がこちらにございます。

1つは、「大学校内の各施設の生活面にかかる整備状況」ということで、「清掃がいかがですか」とか、「消耗品の補充はどうでしたか」とかいうのが、詳しくは6～7ページの別紙にございますが、このアンケート結果ですが、まず、指標の方が、生活面にかかる整備状況は、アンケート結果を4段階で回答してもらっておりますので、その中の1番目と2番目の「満足」「やや満足」の合計の回答率が、整備状況につきましては70%以上であることが指標になっております。

1枚めくっていただきまして、「快適性の確保」で、もう一つが「警備員の対応」についてでございます。これも4段階で、「満足」「やや満足」の合計の回答率が、こちらは少し高いのですが、85%以上であることというのが指標になっております。

この結果でございますが、21年度は、回収の数が3,184で、回収率が98%強でございます。満足度、「満足」「やや満足」の足したものでございますが、約89%。平成22年度は、回収の数が3,358通、回収率が99%強でございます。満足度が89%強となっております。こちらが快適性の確保の生活面にかかる整備状況の質問へのアンケート結果でございます。

「快適性の確保」でもう一つ先ほど申し上げました「警備員の対応」についてということで、こちらもアンケートの回収数とか回収率は、平成 21 年度も 22 年度も、先ほど申し上げました質問 1 と同数でございますが、満足度につきましては、21 年度が 86%弱でございます。22 年度が 88.7%というアンケート結果になっております。指標が、生活面にかかる整備状況につきましては 70%以上、警備員の対応につきましては 85%以上でございますので、どちらも指標を上回っているというアンケート結果になっております。

「品質の維持」につきましては、2つのことをこちらで把握しておりますが、この委託業務の管理・運営業務の不備に起因する研修の中断回数が 0 回であること。次が、空調停止、停電、断水の発生回数が 0 回であること。こちらは、2 年とも発生がございましたので、指標を達成しているということで評価をしております。

それから、「安全性の確保」につきましては、管理・運営業務の不備に起因する施設利用者のけがの回数が 0 回であることということで、こちらも発生がございましたので、指標を上回っていると評価しております。

以上が、Ⅱ番の「達成すべき質の達成状況及び評価」でございます。

Ⅲの「実施経費の状況及び評価」に移ります。こちらはちょっと表が小さくて見えづらいかもしれませんが、私どもは、平成 21 年・22 年・23 年度が市場化テスト民間競争入札をやっておるところで、その前の従来の経費ということで、平成 20 年度の経費と比較した表でございます。

区分の欄の 1 番目です。「業務委託費基本額」を見ていただければと思います。ここが定額により定める部分ということで、従来の経費、平成 20 年度につきましては、さまざまな業務を別々の業者に委託をしておりましたが、それを合計した額と、平成 21 年度民間競争入札実施後による経費の比較をしております。これが、「従来の経費との差」をごらんいただきますと、229,000 円削減をされているところでございます。22 年度につきましては、委託業務の仕様の少し大きな変更がございまして、少し御説明を申し上げます。

22 年度変更契約による増加額というところで、4,418,000 円増額になっております。主なものは、警備業務が 350 万円強ございますが、これにつきましては、理由は、平成 21 年度末に、宿泊施設の運営や研修生の宿舍生活などの管理業務をしておりました職員が退職をいたしまして、ここを、職員を補充しないで、その者が行っておりました業務を警備業務に追加したことが理由でございます。

②の単価契約部分は、利用者の数によって、例えば毛布をたくさん使って毛布を洗濯したとか、そういう単価契約によって変動する部分でございます。

評価につきましては、3 ページに記載のとおりでございますが、わずかではございますが、先ほど申し上げました警備業務等々とか、施設の改修工事に伴う増加額を除いた基本額につきましては、従来の 20 年度と比較いたしますと、21 年度・22 年度の各年度の実施額とは、229,000 円の削減効果があったと評価をしております。

以上が実施経費でございます。

続きまして、3 ページのⅣ番「競争状況及び評価」でございますが、これは記載のとおり、競争

を入れて、落札業者と契約したことが書いてございますが、評価といたしましては、平成 20 年度までは、今、業務を委託しております 5 つの業務につきまして、それぞれ一般競争入札によって契約相手方を決定しておりましたが、あと、少し規模の小さいもので随意契約をしていたものがございまして、それを一括して入札を行いましたので、それまで、それぞれ業務ごとに委託しておりました契約相手が 20 ほどございましたので、一括で入札を実施後は、相手方が 1 者となり、契約事務とか、毎月の支払事務を大幅に軽減することが可能となりました。

以上がⅣ番でございます。

それから、3 ページの下のⅤ番でございます。「民間業者からの改善提案による改善実施事項等」で、改善提案の実施例としては書いてあるとおりでありますが、入札に当たりまして提出をいただきました企画書に御提案があったものですが、各業務がそれぞればらばらではなかなかうまくいかないということで、1 人総括責任者を指定して、その者が業務全体の管理を実施して、各業務のサービス水準を維持するとか、あと、関連するものを連携・協力したり、こちらの大学校との窓口を一本化されたというメリットを感じております。軽微な不具合等々はございますが、特に総括責任者を指定されて、さまざまな管理業務を一括したということでメリットが出ました例といたしまして、4 ページの上の 4 行目ですね。9 月の末に、夜間に落雷で停電があったときに、これまでは、警備と機械設備とか電気設備については別の業者に委託をしておったところでございますが、1 者ということで、迅速に総括責任者に連絡をして、さまざまな機器、特にサーバー室等の設備等は再起動が迅速に行われたというので、これは大きなメリットだなと思っております。そのような改善があったということで評価を行っております。

最後に「評価」でございますが、全体的な評価といたしましては、先ほどⅢ番で実施経費の状況で、これまでとの比較で、経費的な削減額はわずかでございますが、各種業務を一括して委託したことによりまして、複数の業務にわたる問題が発生した際の対応につきましましてはよかったなと思っております。特に、21 年度は、インフルエンザが発生したりはしているのですが、新型インフルエンザの感染が拡大するということで、それまでちょっと経験したことがなかったのですが、その際は、こちらがマニュアルを作りまして、どういう対応、手続が必要なのかというのが各業務に浸透いたしましたことで、夜間・休日に警備員による発症者への対応も、その後、感染者が使用していたお部屋・お手洗い等の清掃・消毒、空調機器の稼働時間の変更等々、複数の業務間の連携がうまくいった例だと考えております。これは、21 年度、22 年度の評価ではございませんが、現在、夏季の節電対策が求められておりますが、その中で、節電対策は一部だけではなかなか効果が出てくいのなので、今は電気設備・機械設備、清掃等々の業務を担当しているところ、複数の業務間で連携して、検討して、一部既に実施しているものもございます。このように、全体的な評価としても、うまくいったかなというふうには考えておるところでございます。

これは全体的な評価で申し上げるのかどうかわかりませんが、私どもは労働大学校独立行政法人労働政策研究・研修機構の一部事業として実施しているところでございますが、昨年 of 行政刷新会議の事業仕分けの結果を受けまして、労働大学校の国への移管が閣議決定を 12 月にされたところでございますので、今後、この民間競争入札の実施につきましましては、これからのことを念頭に置き

ながら、今後のあり方を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、同事業の評価（案）につきまして、内閣府より説明をお願いいたします。説明は5分程度をお願いいたします。

○公共サービス改革推進室 それでは、「労働大学校施設管理・運營業務」の評価（案）について、資料Cに基づきまして御説明させていただきます。

実施状況の詳細につきましては、機構より説明がございましたので、割愛させていただきます。

それでは、まず1ページ目の2「受託事業者決定の経緯」をご覧ください。

実施要項に基づき、必須項目の要件をすべて満たしている企画書を提出した5者について、平成21年1月20日入札を行ったところ、5者とも予定価格を上回る価格であったため、再度入札を行っております。その結果、3者が予定価格の制限の範囲内で入札のあったことから、当該3者の企画書について評価を行い、落札者となった業者と契約しております。

次に、「評価」でございますが、2ページ目をご覧ください。

評価方法でございますが、機構から提出された平成21、22年度民間競争入札実施事業の実施状況報告に基づきまして、サービスの質の確保、実施経費等の観点から、実績評価を行っております。

まず、(1)「対象公共サービスの質」としては、「利用者の満足度」がでございます。本業務においては、「質問1 大学校内各施設の生活面にかかる整備状況」(質問項目数は5つ)でございます。これと「質問2 警備員の対応」(質問項目数は2つ)でございます。これにつきまして、4段階の回答のうち上位2段階以上の評価が質問1については70%、質問2については85%以上を目標として設定したところ、研修生に対するアンケートの結果は、2ページ目のとおりでございまして、満足度について高い数値を保っております。

また、回収率につきましても、3ページ目の2行目にございますように、99%という高い数値を保っております。

続きまして、イの「品質の維持及び安全性の確保」でございますが、(ア)の「実施結果」にございますように、管理・運營業務の不備に起因する事故及び管理・運營業務の不備に起因する施設利用者のけがの発生件数は0件であり、その他運營業務の実施状況にも問題は認められないことから、適切に実施されたものと評価できると考えられます。

さらに、ウにございますように、事業を実施する中で、改善提案に基づいて実施要項に記載のなかった業務が実施され、また、落雷による停電時の対応が適切かつ迅速に実施されるなど、事業者の創意工夫が発揮されていると考えられます。

改善提案の内容といたしましては、①の落雷による停電のため各所機器等が電源切断したことを受け、復電後の各機器の再起動等をより迅速に行えるよう、警備員等でも実施可能な各機器の復旧リストを作成したこと、②の各施設設備や改修実施時期、現状等の的確な把握が可能となるよう、数か所に分散していた施設内各所の図面を一か所にまとめ、図面を整理したこと、③の日々のごみ出しや、分別方法を改善し、研修生に協力を求めたことにより、ごみの散乱がなくなるとともに、

資源ごみとしてのリサイクル回収がより徹底されたこと、そして、④の迅速かつ適切な在庫管理が可能となるよう、清掃関係の消耗品の設置方法、在庫管理方法等を改善したことがございます。

続きまして、(2)の「実施経費」でございますが、4ページ目をごらんください。実施経費の合計で比較すると、22年度の額は、20年度の従来額を上回っております。しかしながら、警備業務の追加及び施設改修工事等に伴う22年度変更契約による増加額、及び施設利用者数による変動要素がある単価契約部分を除いた業務委託基本額について、民間競争入札実施後の平成21年度及び22年度の各年度の実施額36,052,000円を比較すると、20年度の従来の実施経費36,281,000円の約99.4%に相当しまして、1年当たり229,000円の経費削減となっております。

3の「評価のまとめ」としまして、以上説明した以外にも、5ページ目の④でございますが、従来、業務ごとに単年度で実施していた契約業務を、本民間競争入札の実施により包括化し、かつ3年間に1回のみとしたため、契約事務が効率化されたことや、⑤の平成22年度からの仕様の変更にも適切に対応しております。

以上から、公共サービスの質の維持向上、経費の削減、双方の実現が達成されていると評価は可能であると考えられます。

なお、経費的な節減はわずかであったものの各業務を一括して委託することとし、さらに、当該民間事業者が常駐技術者1名を総括責任者として任命したことにより、複数の業務にわたる問題が発生した際も、各業務間での連携・協力により、迅速かつ適切な対応及び報告がなされ、また、機構との意思疎通が図られており、民間競争入札の導入による効果は大きかったものと考えられます。

最後に、4の「今後の事業について」ですが、以上の評価の結果から、次期事業においても、引き続き、民間競争入札を実施することが必要と考えられます。ただし、「労働大学校施設管理・運営業務」につきましては、先ほど機構からの御説明にありましたように、昨年4月に行われた行政刷新会議における事業仕分けの結果を受けまして、独立行政法人事務・事業の見直しの基本方針におきまして、23年度以降、労働大学校に係る土地建物を国庫納付し、事業規模は縮減した上で国が実施することとなっております。

このため、本事業については、厚生労働省及び機構における労働大学校に係る土地建物の国庫納付等の検討状況を踏まえ、改めて次期事業の実施のあり方を検討することが必要であると思われま

す。

説明は、以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問・御意見をお願いいたします。

○加藤専門委員 品質の向上とか、受託事業者の創意工夫とか、その結果があらわれていらっしゃるのだなというのはいかがなんでしょうけれども、例えば経費が実際に事業者さんでどのくらいかかったかという実際のところですね。この表を見れば概要はわかるのですが、業務委託の額は定額部分ですね。あとは、単価計算をして、人数を掛けてという部分の比例計算ですね。分けて書かれていらっしゃいますが、例えば業務委託の額、定額ですけども、業者さんが実際にどのくらいの経費がかかっていらっしゃったのかという、そのヒアリングとか、もしされていれば、お聞かせいた

だきたいことと。

あとは、この契約単価部分で、21年度から22年度にかけて、これは人数の増加及び単価の減少ということで、結果的にこうなっているという説明かと思うのですけれども、人数は何人から何人ぐらいに増加されてというのを知りたいなど。以上です。

○内田課長 まず、業者が実際かかった経費につきましては、ヒアリングをしております。

それから、単価の部分でございますが、人数は、平成21年度が3,219名の研修生を受け入れております。22年度につきましては、3,386名に増加しております。

○加藤専門委員 そうしますと、2番目の質問に対する御回答についてですけれども、単価のテーマで、人数がそれほど大きくは増加してないにもかかわらず、金額は確かに単位は小さいですけれども、ただ、増加額が大きいのは、これはどういう理由なのでしょう。

○内田課長 これは、例えば毛布等が、単価が少しは下がっているのですが、例えば年に1回洗濯に出していたものを、2回に増やしたりしております。といいますのが、これは研修生のアンケートで、「宿舍生活について」という自由記述欄を設けておるところですが、そこで、毛布につきまして「もう少しきれいに清潔にしてほしい」という声がたくさんあったものですから、毎年1回洗濯に出していたものを2回出したり。あと、もう一つは、インフルエンザにかかった人とか、インフルエンザの濃厚接触者も隔離をしていた場合がありますが、そこを洗濯に出したとかいう小さなことはございます。

○加藤専門委員 3ページに書かれている注記で、単価契約部分については云々とありますけれども、これを読む限りでは、単価は下がってよかったんだなど。利用者数が増加したのだろうなど読み取って、結果的に下がったのだろうなどという印象を持つわけですね。表を見ますと、逆に増加しているということで、ちょっと違和感を感じたのですけれども、例えば説明を補充していただくか、必要かなというふうには感じました。

あと、1番目の私の質問に対する御回答につきまして、これは検討を分析する必要は特にないと考えていらっしゃいますか。

○内田課長 一括で総額により契約をしておりますもので、そういう考え方がちょっと念頭になかったという、お恥ずかしいのですが、正直なところ、そういうこととございます。

○加藤専門委員 ヒアリングに応じていただけないということであれば、また、別ですけれども。

○内田課長 いえ、大丈夫だと思います。

今、業務が多岐にわたっておりますので、かなりやりとりをしておりますので、それについて、今日は御指摘をいただきましたので、早速ちょっと打診をさせていただきたいと思います。

○加藤専門委員 了解しました。

定性的な評価という観点で、落雷の際の対応とか、あるいは、退寮日のごみの取り扱いとか、工夫されているのだなというのはいかがで、これは評価できるのかなという感想を持ちました。

私からは以上です。

○小林副主査 受託事業者さんは共同事業体だから、新東産業株式会社さんと中央警備保障さんと役割分担も明確になっていると思うのですけれども、今、加藤専門委員からあったような、実施に

要したコストは幾らぐらいだったのかということ把握するのは参考になるかなと思います。

○内田課長 はい、かしこまりました。

○小林副主査 以上でよろしいでしょうか。

○加藤専門委員 はい。

○小林副主査 1点だけ、20年度の従来の経費36,280,000は、さっき、個別にいっぱいいろいろな契約をしていましたと言ったのを、その委託契約を足し合わせたような形なのでしょうか。

○内田課長 そうでございます。

○小林副主査 はい、わかりました。

そうすると、先ほどの今までいろいろな業務に分かれていたのが、幾らの経費がかかっているのかということがわかれば、どこを効率化されたかというのはわかりますね。

○内田課長 なるほど。そうでございますね。

○小林副主査 それでは、本件に関しましては、これまでとさせていただきたいと思います。

事務局から何か確認すべきことはありますか。

○公共サービス改革推進室 ございません。

○小林副主査 それでは、内閣府におかれましては、本日の審議を踏まえ、本評価（案）、特にこの案件は行政刷新会議で、国に移るといったようなことがありますので、今後のことも含めていろいろ検討は必要だと思いますので、そのことも視野に入れながら協議を行っていただきたいと思えます。その結果を小委員会まで報告いただきたいと思えます。

本件に関する監理委員会への報告等については、私に一任させていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

○加藤専門委員 はい。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、本件に関しては、今後、私の方で調整を進めさせていただきます。本日はありがとうございました。